

平成24年

かすみがうら市議会第1回臨時会会議録 第1号

平成24年3月29日(木曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	吉藤稔君
副市長	石川眞澄君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山口勝徑君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第38号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定
について
- 日程第 4 議案第39号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第9号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第38号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定
について

日程第 4 議案第39号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）

開 会 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年かすみがうら市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により10番 鈴木良道君、12番 矢口龍人君、13番 藤井裕一君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、付議事件を考慮し、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 議案第38号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定
について

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第38号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

ただいま上程されました議案第38号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定につきまして再度の提案となりますが、国における厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性から、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が公布され、地方公務員については、同法の趣旨を踏まえ自主的かつ適切に対応することとされていることから、国家公務員の給与の改定に倣った措置を講じるため、本年4月からの2年間、職員給与の減額措置を講ずるものでございます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

おはようございます。

議案第38号につきまして、あらかじめ私のほうで多数の質疑を通告させていただきました。

本来、これまでの総務委員会での本議案に対する審議において応答されている部分もございませぬけれども、改めて私としてもこの本会議場において、場合によっては重複するような内容もございませぬけれども、その点についてご容赦いただき、質問を進めさせていただきたいと存じます。

書類の作成を求めておりますけれども、手元にある書類と、私が書類の作成を求めたこと、足りていない、通告したにもかかわらず書類の作成ができなかったということで、まず初めに、私が書類の作成を求めてできなかった書類について説明をいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

それではお答え申し上げたいと思っております。

古橋議員さんのほうから通告があったわけでございますが、まず、書類の作成できなかったものについてのお問い合わせでございますので、それについてお答え申し上げたいと思っております。

まず、1番目の、平成21年度他会計の人件費率でございます。一般会計以外、特別あるいは企業会計の人件費の比率でございますが、なお県内市町村との比較、さらには順位等ということでございますが、この特別会計・企業会計についてはいろいろ調査したわけでございますが、統計的なデータが公表されていないというようなことでございまして、大変申しわけございませぬがお示しできなかったわけでございます。

なお、一般会計につきましては公表されてございますので、お示しをできたわけでございます。

3番目でございますが、平成21年度各職種の割合、人件費率、平均給与でございます。これにつきましては、人件費の比率と平均給与額について県のほうの統計上公表されていないというこ

ともございまして、なかなかお示しすることが難しいというようなことでお示しできなかったこととでございます。

なお、職種によつての比率等についてはお示しができたかなと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そうすると、1つ目の質問と3つ目の質問だけが処理できなかった、あと全部そろっているということですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

ほぼ書類的には具備されていると、書類を作成配布の上というようなことでお求めいただいておりますので、それにつきましてはほぼ具備されているのかなと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私はあえて通告して、きのう1日間あったわけですよ。それでできないというのは、私には理解できないんですよ。当市だけの数字もできたと思うんですが、そういうものは改めてここでお伺いしたいと思います。

それでは、本日通告した内容のほうをまず、朗読がてらすべてお伺いします。

1点目に、平成21年度の一般会計以外の国民健康保険や介護保険、さらには水道企業会計、こういったものの会計もあわせた人件費率、そして県内の同様の率を一覧にして、順位が県内で何番目であるかということでお伺いした次第です。これは先ほど言ったとおり、時間がなくてできなかったということと、公表されていないということで、私はそのため通告をさせていただいたにもかかわらずできなかったというようなことで、また後ほど再質問させていただきます。

2点目が、平成21年度の平均給与額です。これは、県内における公表の数字があるということと、これについて、どういう数式でこの平均給与額を求めているのか、改めて説明を求めます。

3点目、平成21年度の各職種の割合、人件費率、平均給与ということで、当市におきましては一般事務職よりも給与単価が高い保育士、さらには消防士、こういった方がどのぐらいの割合で存在し、他市町村においては、この保育士、消防士、そのほかも含めてどのような比率になっているのか、さらには平均給与額になっているのかということをお尋ねします。

4点目、平成22年度の人件費率、こちらにつきましては決算が出ておりますので、県で一律に公表している数字はホームページ上にはございませんので、決算は出ておりますから、この数字を改めて普通会計ということで、一般会計だけではなく全会計を合わせた22年度の人件費率と平均給与額をお尋ねします。

続きまして、地域手当についてお尋ねします。こちらにつきましては、県内市町村の導入状況と手当率、さらに人件費と、この地域手当の額とその人件費における割合を、県内市町村の44市町村の状況、さらにはこの地域手当というものがどういう手当なのかということ、改めて説明をお願いいたします。

続きまして時間外手当、こちらにつきましては、いずれの県内の市町村においてももちろん存在するかと思います。この時間外手当の比率が決算上どのようになっているのか、一覧でご提出の上、説明を求めるものです。

続きまして、時間外勤務の代休。時間外手当というものは限りがございます、実際的にはサービス残業という実態もございます。例えば、5時15分になりまして10分、20分程度のその日の残務整理をするというのは、この市役所に限らずどこの事業所、お店の中でも存在していると思います。この市役所に限っては、その10分、20分のサービス分だけではなくて時間外手当が支給できないがために、実質、語弊はありますけれどもただ働きとなってしまうような、数時間やったり、あるいは半日、1日とやるようなこともあるかもしれません。通常、事務に専念できればいいんですが、お客様が急遽いらっしゃったり、なかなか予定していた事務がさばけないのが、これは全職員多く見られるケースかと思えます。そのような実態が数字としてどのようになっているのか、県内の状況も含めてご説明をいただきたいと思えます。

また、さらには代休ということで、サービス残業のかわりに休暇ということでとるシステムがあるかと思うんですが、これがどのような条件で適用になるのか改めて説明を求め、そして当市の代休の時間数、さらには各皆さんの労働単価から算出した金額、そして県内の他市町村との比較ということで説明をお願いいたします。

その次に、7.8%とライパイレスということでお尋ねします。本提案は、さきの国家公務員の7.8%を減じて復興事業に国が充てるということに倣い、当市も本提案で7.8というものをを用いているというふうに理解しておりますが、それと同時にラスパイレス指数というのがございます。こちらの数字は、国の給与額に対してほかの自治体、事業所がどのような金額比率になっているのかという指数を求める形だと思っておりますが、その説明と、もちろん国の国家公務員の給与のほうが当市の職員の給与よりも高いわけがございます。にもかかわらず、国の削減率と同じような7.8を用いた根拠についてご説明をいただきたいと思えます。

続いて、県内一高い人件費ということで、かねがね市長と市長の関連の政治団体が訴えられておりますが、これを改めて根拠説明をいただきたいと存じます。

続いて、課長級以上の管理職比率ということで、こちら市長並びに市長の関連団体のほうでもこのような言葉を用いているのでしょうか、頭でっかちということで、管理職が当市はたくさんいるんだよということで、この提案をする理由の一つとしてされておりますけれども、その根拠説明を求めたいと存じます。

次に、今提案の理由とする歳入欠陥ということで、これまでの提案の理由に新たに先般の定例会で否決になった後にこの臨時会を開催して提案するに至りまして、伴いまして、歳入欠陥が出てしまったんだという、減額するべき給与が減額できなかったために入ってくるお金がなくなる。そういうことで市長は全員協議会等で発言されております。このことについて説明を、改めて整合性を持った答弁を求めたいと思えます。

朗読させていただきますと、前定例会において提案理由は財政健全化を図るためとしておりましたが、今臨時会提出に当たり理由として歳入欠陥とした説明を求めるものです。例年の決算ベースにおきますと5億から10億円の繰り越し余剰が発生しておりますが、そのことと新年度予算においては当市の歳入のうち市税、市民税、固定資産税等ですね。さらには国からの補助として地方交付税が来ます。さらには起債ですね、借金。こちらがすべて増額として先般新年度予算が提出され、こちらにつきましては可決されたわけでございますが、これらとの、市長が歳入欠陥と、2億4000万が欠けてしまうということとの整合のある説明を求めたいと思います。

また、さきの定例会において職員給与の提案が、これまでの採決結果も踏まえて否決される想定はなかったのかどうかということも、加えてお尋ねしたいと存じます。

続いて、給与削減の手段選択ということで、こちらは市長の政治姿勢にもかかわることでございますが、通常当市の歳入増を目指すことであれば、多くの従業者、市職員ですね、抱える市長の立場であれば税収などを、いろいろ事業を行って税収の幅を広げることが本来市長のお仕事ではないかということで、お尋ねするものであります。

続いて、職員側からの自発性ということでお尋ねします。職員組合等、ほかの組合に加入されていない方も含めての私からのお尋ねです。職員の皆さんのほうで自発的に、どういうケースでも結構です。当市の復興に貢献するような、歳入増加につながるような形、さらには業務や人員の合理化、そして万策尽きれば人件費をやはり削減するということしかないなど、職員側から具体的な提案、そういったものが職員間の中で議論があるはずで、そういうものについて市長と所管の総務部のほうでどのように認識されているのか、お尋ねするものです。

最後に、組合との合意ということで、組合側からの要求と茨城県内のほかの市町村の状況について書類が、こちらはご用意されているということですので、ほかの市町村の組合の交渉の中で合意されているような数字がどの程度のものであるのか、具体的な例を説明の中に盛り込みながら、あわせて民間における労使交渉の率、一般的にはなかなか下げるといえないかと思いますが、この率について、市長並びに総務部としての認識を、どのような相場が労使交渉の中で給与の増減に用いられているのか、認識をお尋ねするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げたいと思います。

総務部長といたしましての立場あるいは市長としての考えでお答えするところもあると思いますので、総務部としての立場でお答えを申し上げられるところをお答え申し上げたいと存じますので、よろしく願いしたいと思います。先ほど申し上げましたように、書類が具備されていないというようなことでまことに恐縮でございますが、ご理解を賜りたいと思います。

まず、平成21年度の他会計歳入、人件費率についてお答え申し上げたいと思います。人件費率の比較には、一般的には経常収支比率が使われております。経常収支比率は、人件費の大部分を占める一般会計の人件費の率を算定しております、ご質問の一般会計以外の特別会計と企業会

計に関する経常収支比率につきましては統計資料が公表されていないというようなことで、大変申しわけございません。本日資料をお示しすることができませんでした。資料の1ページに、参考までに平成21年度の一般会計の経常収支比率を掲載しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、平成21年度の平均給与額ですが、資料の2ページをごらんいただきたいと存じます。

地方公務員給与実態調査による全職種と一般行政職についての平均給与月額等を記載しております。全職種の平均給与月額の順位順に記載しており、かすみがうら市につきましては平均給与月額が36万2662円で、44市町村中35番目ということになってございます。一般行政職については、ラスパイレス指数の算定基礎になるということから、右側に参考に記載してございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、平成21年度各職種の割合、人件費比率と平均給与額についてでございます。資料の3ページをお開き願いたいと思います。

地方公共団体定員管理調査の職種別職員数の構成比率を記載してございます。市町村は行政順に並んでおりまして、かすみがうら市は中段の少し下のほうに記載してございます。中ごろの欄には保育所保育士が記載してございます。12.02%の構成比で、人数が全職員数491人中59名となっております。

次に、4ページをごらんになっていただきたいと思います。

一番左の欄が一般事務職関係職で62.12%の、491人からすると305人というようなことでございます。合計欄の左が消防の吏員で16.7%でございまして、82人となっております。本市の特徴的な点としましては、保育士と消防吏員の構成比が高いということが言えると思います。

なお、各職種の人件費率と平均給与額につきましては、県内市町村で比較できる統計資料が公表されていないというようなことで、資料をお示しすることができませんでした。まことに申しわけございません。

次に、平成22年度人件費率と平均給与額についてでございます。市発足以後の推移ということで、5ページに人件費率をお示ししてございます。一般会計の経常収支比率を、平成17年度から平成22年度まで、比率と順位を整理しております。行政順に記載しておりまして、26番目のかすみがうら市をごらんください。平成17年度が30.9%の24番目、平成18年度が35.8%の3番目、以後平成19年度が6番、平成20年度が3番、平成21年度が5番目、平成22年度が4番目ということで、平成18年度以降が高目で推移しております。平成17年度の24番目から平成18年度の3番目に急に高くなった原因につきましては、平成18年2月に消防事務が新治広域事務組合から本市に移管され、消防本部が設置されたため人件費の率が高くなったものと考えてございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

全職種の平均給与額、平成17年度から平成22年度までの平均給与月額と順位を行政順に記載しております。かすみがうら市は26番目に記載しており、平成17年度が36万1300円で32番目、平成18年度が38番目、平成19年度が34番目、平成20年度が33番目、平成21年度が35番目、平成22年度が27番目ということで、県内ではほぼ毎年下位のほうに位置していると言えます。

次に、地域手当の県内の導入状況と手当率、さらに人件費と当該手当の額と比率、人件費における算出対象等についてでございます。

まず、7ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度の地域手当の支給率と支給比率を行政順に整理してございます。地域手当については、国の支給対象となる地域が基本的に支給対象となっております。支給率については、各市町村が支給率を規定することとなっております、県内では主に県南地区の市と町が支給の対象となっております。実際に支給されている率は、一番左の欄の団体支給率として示しております、支給されている団体は2.5%から8%の範囲で支給しておりますが、かすみがうら市は支給しておりません。支給比率につきましては、平均地域手当を平均給与月額で除算して、一番右の欄に支給比率として記載しており、支給されている団体では1.8%から6.5%の範囲で支給されていることに、この表ではなってございます。

地域手当の人件費総額に対する比率については、8ページをごらんいただきたいと思います。

平成21年度の地域手当と時間外手当等の人件費に対する比率等を整理してございます。経常収支比率の基礎となる人件費総額に対する地域手当と時間外手当の比率を記載しております。地域手当は、7ページでご説明させていただいたとおり、支給されている団体と支給の対象とならない団体とがあり、かすみがうら市は支給の対象外となっております。

次に、時間外手当の県内の導入状況と手当率、さらに人件費と当該手当の額と比率、人件費における算出対象等についてでございます。

時間外手当につきましては、県内のすべての市町村が支給されており、手当率については、資料には整理しておりませんが、どの団体も国の基準に準じ支給しているため、100分の125から175の範囲で支給しております。8ページの右側の欄に、人件費総額に対する時間外手当の比率を記載しております。かすみがうら市は4279万8000円で、1.13%の支給率ということで、県内では支給額、支給率とも下位に位置すると言えます。

次に、時間外勤務の代休についてでございます。県内市町村の状況、平成17年度以降の代休扱いとした時間外手当相当額と代休消化及びサービス残業の状況については、9ページをごらんください。

県内の状況につきましては、ご質問の代休については本市独自の扱いであり、他団体の状況は把握できませんでしたので、資料は省略させていただいております。平成17年度以降の代休対応時間ですが、左から3番目の欄に「代休対応時間」として記載しております。時間外手当相当額については、代休対応時間に平均単価を乗じて算出してあり、毎年約2000万円程度となっております。代休消化時間は取得時間として記載しております。平成19年度までは未調査となっております。代休対応時間から取得時間を差し引いたものを残時間数として記載してございます。これが、代休処理が行われなかった、いわゆるサービス残業ということで整理できると思います。

次に、国家公務員の削減率に合わせた根拠、あるいはラスパイレス指数の定義ということでご質問がありますので、ご答弁申し上げたいと思います。

先ほど、市長のほうから議案の提案理由にもございましたように、国における厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性により、国家公務員の給与につきましては7.8%の減額が本年4月1日に施行されます。国家公務員と整合するよう、国の一般職員に倣った内容で条例案を提出させていただいております。また、ラスパイレス指数につきましては、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較するため、一般行政職について、国家公務員の職員構成を基準として、経

験年数等により平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものと認識しております。市の23年度給与水準は97.8でありますので、今回国の給与7.8%減額により市のラスパイレース指数を換算しますと106となっております。

次に、組合との合意についてでございます。組合側からの要求につきましては、これまででも説明いたしているとおり、給与の特例措置について5回ほど交渉を行いました。組合側からは給与削減の納得のいく説明を求めるといことで、合意に達してございません。

県内他市町村の状況につきましては、資料の10ページをごらんいただきたいと思います。

県内市町村の給与等の削減状況でございます。一般職の欄、首長、副市長、教育長あるいは議員さんの欄に分かれておまして、一番左側に一般職に関する給与等の削減状況が整理されてございます。左側の、欄が対象給与が記載され、給料、管理職手当、地域手当、特殊勤務手当が対象とされております。真ん中の欄が削減内容で、右側の欄に実施期間が記載されております。

ごらんいただきますと、給料を削減している団体は高萩市、茨城町、大洗町の3団体で、高萩市は現在5・6・7級を対象に1%の減額、茨城町は1.5%の減額、大洗町が3%の減額を実施中でございます。そのほかは、管理職手当や地域手当を対象に減額措置を行っている団体が多く見受けられる状況でございます。

なお、今般の国臨時特例に準じた給与削減措置を実施する団体は、現時点では見当たりません。確認できませんでした。

さらに、民間の労使交渉の率についての相場、認識についてでございますが、新聞等の報道では主要企業の春期の労使交渉の結果では定期昇給の維持が中心となっており、一時金については前年実績を下回るような状況とのことであり、世界経済の不透明さや震災や滞納、水害の後遺症など厳しい状況を反映した結果とのことでありますので、給与の上昇は余り望めないものと考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

古橋議員のご質問の中で、今回提案の理由とする歳入欠陥ということについてお答えしたいと思います。

歳入欠陥というようなことを言われていますが、実質的には歳出の予算が不足すると、そういった状況、2億4000万不足するというような状況でございます。余剰金ということで、実質収支額について適正な規模とすべき、去る定例会においては補正予算によって調整を図ったところでございます。当該補正予算では、市税及び地方交付税が増額となる見込みであることを受けて、23年度でございますけれども財政調整基金及び減債基金の取り崩しは行わないということといたしました。また、不用額の見込みに基づき歳出予算の減額を行うなど、会計年度独立の原則に沿うべき調整をしたものでございます。

このように、実質収支を見込むことで平成24年度予算は前年度繰越金を前年度の半額に当たる1億5000万ということで、せんだって予算を計上させていただきました。また、財政調整基金の取り崩し、繰入金につきましては3億3500万ほど減ずることができたものでございます。これら

の予算の組み替えは財政の健全化に向かうものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、否決の想定を向うということでござひますが、今後、市長、副市長と相談をしながら予算執行を進めていきたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でござひます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

補足的な説明になると思ひますが、まず県内一高い人件費という、私が市民に訴えているという件であります。これは、平成21年度の決算ベースで歳出総額が152億何がしと。職員人件費が35億9900万余りでありますが、いわゆる歳出総額に占める職員人件費の割合が23.6%になっております。これは県内一、2番目に高いのが23%のところがあるんですが、美浦村ですか、それをしのぐ23.6%という比率になっておりますので、これを引用して県内一高い人件費ということをご言わせていただいております。

また、頭でっかちという根拠説明であります、これは土浦市に比較しましてかすみがうら市は、いわゆる7級職が現状かすみがうら市は9名、土浦市も9名です。6級職が、かすみがうら市は30名、土浦市は8名です。かすみがうら市は7級、6級合わせて39人ですが、土浦市は7級、6級合わせて17名と。私、ブログでも載せておりますが、これはどういうことかということ、かすみがうら市は、課長級が6級になってしまっているんです。土浦市は、課長級は5級なんです。ですから、土浦市は5級の職員が95人いますが、かすみがうら市の5級職というのは課長補佐です。課長補佐が5級になってます。だから、わかりやすく言えば土浦市の課長補佐はかすみがうら市に来ると、それまで4級だったのが5級に上がるということですね。逆ですか。土浦市の課長がかすみがうら市へ来ると1級上がるんですね。そういうことです。5級だった土浦市の課長は、かすみがうら市へ来ると6級になってしまうということなんです。ですから頭でっかちと、こういうことになります。

あと、給与削減の手段選択という話ですが、いわゆる歳入増を目指したらいいだろうと。国では歳入増を目指すということで消費税を上げるということでありますが、私どもは手段というのは市民税の税率を上げるとか、固定資産税の税率を上げるとか、国保税を上げるとか水道料金を上げるとか、いわゆる公共料金あるいは税金を上げるしか方法がないわけですね。そういうことを仮にやりますとますます地域間の差がついてしまいますので、近隣市町村に比べてかすみがうら市へ行くと税金が高いよということになりますから、市の振興策にはつながらない。

古橋議員が言いたいのは、民間会社は当然売り上げが歳入増ですから、売り上げをふやす努力をすればいいんですが、我々は歳入増という税金をふやす、あるいは使用料、各種料金を上げるしかないの、民間会社とは基本的に違ふんですね。民間会社は、入るほうはある程度、販売増という形でコントロールできますが、公会計というのは「入るをはかって出るを制す」と、昔から言われていることですが、公会計の基本原則というのは、まずは幾ら入ってくるのかというのを調べる。そこから幾ら出せるかというのを出すわけで、歳出を切り詰めるしか、入るほうはそんなにふやせませんから、税金を上げるというわけにはいかない。もちろん滞納している人

に督促状を出したり、いわゆる滞納整理をやると、こういうことは目いっぱいやっていますが、そういう点ではある程度余地はありますが、大幅に2億も3億も、かすみがうら市の財政で滞納整理をやって一気に税金を巻き上げるといふわけにはいきませんので、そこは「入るをはかって出るを制す」と、そういう公会計の基本原則にのってやるしかないという宿命をご理解いただきたいと思います。

職員からの自発性ということではありますが、これは職員から何かそういう歳入上の提案があったかということではありますが、これは今般課長補佐と課長級に課題を出してレポートを出させたんですが、特に歳入増についてのレポートを出したわけではないんですが、あるいは歳入減のレポートを出したわけではないんですが、いろいろな市の振興策を図るとか参考になるものは多少来ておりますので、そういったものは私も今回参考になりました。

そこらのところですよ。よろしくをお願いします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、また改めて再質問をさせていただきます。

まず、1つ目の21年度の他会計人件費率ということで、これは他市町村がなくても当市の決算はあるわけですから、その数字をご答弁いただきたいんですが、21年度を特に今回インターネット上に公開されていて、市長も当市の人件費率が高いという根拠に、特に21年度の数字を用いているというのが先ほどの答弁だったと思います。

21年度は、当市の平成17年度からの予算の概況を見ますと、21年度は前年までが140億台だったんですが、21年度は150億台になっていますね。税源移譲とかそういう形だとは思うんですけども、それとともに特にほかの会計で下水道会計が高目にあります。こちらが16億5835万5702円というような決算ですが、例年ですと11億とか13億の決算になっているんですけども、特に21年度については下水道が高いんですね。

そういう中で人件費率がどれだけ下水道のほうで占めているのか。ですから、ほかの会計に事業費が多くシフトしている。経常費だけが21年度は普通会計のほうに多く残ってしまった。事業費がほかの会計に回っていると思うんです。

そうすると、私が言いたいのは、インターネット上で全市町村が公開されておりますけれども、市の給与定員管理等についてという公表の数字、これは普通会計だけの決算で人件費率を求めているんですね。21年度、ほかの会計も比較的大きいんですよ。農業集落排水も4億台あたり、老人保健会計は、このときはもう既に会計を締めた後の支出だけで人件費は入っていないと思いますけれども、介護保険も22億あたり、国民健康保険の会計も44億ということで非常に膨らみみつがあるときなんですね。特に国民健康保険なんかは、17年度が38億だったのが21年度は44億に、もう6億ほども上がっているんです。

そういう中で、もちろん医療費もふえればそれに伴う人件費も比例して上がるというのが、これは普通の考え方でありまして、そういった意味でも、ほかの会計と全部あわせた中で、水道もそうです。人件費率というのが、市長は23.6と言っていましたけれども、21年度に公表されているのは24.9なんですよ。市長が言う数字よりも高いんですけども、これが23.6でも24.9でも

いいです。これがほかの会計全部あわせると、最終的には何%になるのかということ。これは別に書類、ほかの市町村をお調べにならなくても出ますよね。答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時06分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

大変お待たせしまして申しわけございませんでした。

先ほどの私のほうの参考資料ということで、21年度の一般財源の比率についてお示ししてございます。ご質問については、当市の企業会計あるいは特別会計の人件費比率というようなことでのご質問でございますが、これにつきましては、年度ごとによって事業費の増減によりまして人件費の比率が違ってくるというようなこともございますが、通告があったにもかかわらず、そういった内容でお示しができなかったというようなことも、大変失礼というようなことございまして、そういう点、内容のことでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういうことで数字が出ないということで、通告したにもかかわらず、この提案に賛成してもらうために数字を出せない。これは私も言いたくないですけれども、職務怠慢だと思うんですね。

市長が23.6と言うこの数字は、どうやら総務部長は、市長が特に言う23.6で県内44市町村のうちで一番高いというのは把握していないということなんですけれども、市長の書類をお配りいただいたほうがよろしいかと思うんですけれども、いかがですか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは21年度のデータを秘書課長がまとめましてつくった資料ですので、それに基づいて私が言っているだけで、別にそれほど深い意味はありません。

〔「これは大きな問題だよ」と呼ぶ者あり〕

（その他発言する者多数あり）

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

○市長（宮嶋光昭君）

じゃ、申しますが、それで引き上げるということではないんです。それで引き上げるということではなくて、もう何回も言っていますが、日本の今の経済状況、そういったところから国で人

件費削減ということを言っているわけです。私も、民主党政権が言う前にこういうことを言っているわけですから、全然視点が、茨城県での位置がどうだとか、あくまでも補足的な説明でありまして……

○議長（小座野定信君）

市長、質問内容は、市長お持ちの資料を提出するかしないかということです。

○市長（宮嶋光昭君）

それは提出してもいいですが。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時19分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

質問を続けます。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、再度お伺いいたします。

市長が手元にある書類、こちらは秘書課のほうでつくったということで、職員課とはまた別の数字であるということで、その数字をもとに県内市町村と比較すると一番高いという市長の持論であります。その市長の持論というのは、これまで、これは先般出た市長の関連政治団体のほうで発行している内容ですが、かすみがうら市の人件費率は県内でも非常に高くということで、それまでの中では県内一ということで市長はかねがね言っていましたけれども、この中では非常に高くと言っております。

これを市民の方はごらんになって、かすみがうら市の職員の給与はそんなに高いのか、市長が県内一と言えば、よほどいい待遇なのかということでご認識している方もいると思います。しかしながら、県内と比較するに当たっては、総務省に基づいた茨城県からの調べに職員課が正しく出したものが、私は最も根拠にすべきものだと思います。インターネットのほうで茨城県庁のホームページを見ますと、「県内市町村の職員の給与状況」というページがございます。今、ちょうど当市のホームページがモデルチェンジされてからリンクが外れているようなんですが、そこに各市町村の「かすみがうら市の給与定員管理等について」ということで、先ほどから申し上げている総務省、茨城県の指示に基づく算出した数字があります。

市長が言う23.6で、県内で44市町村中1番ということと、このホームページ上で公表されている24.9、こちらのほうが高いんですね。こちらというのはホームページの数字が。その数字と、きょう総務部のほうで用意いただいた数字もまた、1ページ目に当たるかと思うんですけども、これが33.7ということなんですよ。私のほうは、どれを基準に判断すればいいかということで統一性が全然、執行部のほうから出てくる数字が違うんですけども、総務部長、県内一高い、県内でも非常に高いとかすみがうら市の職員の給与、どの人件費率が正しいんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

この人件費の内容につきましては、私どものほうで、総務委員会等々においても、こちらの職員課のほうから資料をお示ししてございます。また、茨城県内の人件費の比率の突合、順位を決めるにつきましては、私どものほうでお示した人件費の、經常経費に充当した一般財源の比率、これを使ってどこの市町村も公表してございます。また、県のほうにも平成21年度の決算状況というような形で報告してございますので、この数字を、このというのは33.7%でございます。この33.7%を算出することにつきましては、まず分母になる数字が一般財源等というようなことで、一般財源プラス臨時財政対策債を分母にしまして、經常経費充当一般財源から出しました人件費を分子にいたしますと33.7%というような形になります。そういった形で、どこの市町村も県のほうに報告し、県のほうで公表しているというような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の総務部長の答弁で納得された議員、本日傍聴の方も多数お越しいただいておりますけれども、だれも理解できなかったと思うんですね。

結局、きょう配った33.7が根拠だということでおっしゃるんですが、私が一番初めに聞いたのはほかの会計も、これは一般会計だけですよ。ですから、ほかの国民健康保険、これも44億、介護保険も22億、老人会計もありますし後期高齢者もございます。そして、下水道が冒頭に申し上げたとおり16億、そして農業集落排水も4億、そして水道のほうも10億ほどあるかと思えます。そのほかの会計の中にも職員の給与の人件費が盛り込まれているわけですよ。

ですから、そもそももとをただせば、一般会計だけで人件費率というのを比較することが、私は間違っていると思うんです。ですから、私はあらかじめ通告して、全会計の、水道の会計も含めた人件費率を出して、県内市町村も全部時間の限り調べて一覧に出して、それで県内で本当に高いのかどうかということを確認したかったわけです。

通告したにもかかわらずですよ。このぐらいのことは、本当は通告しなくても答えてもいいぐらいのレベルだと思いますけれども、あえて私は通告したんです。ちゃんとわかりやすい書類をつくってもらいたかったから。しかし、書類さえもつくれな。当市の全体の会計の中の人件費率さえも出てこない。これはもう市長の責任だと思うんですけれどもね。

ここで市長の責任を問うことではないので、次の質問とあわせて……

○議長（小座野定信君）

その前に、すみません。今非常に、古橋議員の質問に対して、大切な内容でありまして、傍聴者の方もそれを傍聴に来てくださっていると思います。市長が高いとおっしゃっている一つの要因は、一般会計全体の中での一人一人の平均給与が高いと、それが26.何%を占めている。これは一般会計が少なければ給料割合がパーセンテージで上がるのは当然であります。

古橋議員が申しているのは、一般会計だけでなく他の会計、特別会計も入れた中でやるのが当

たり前じゃないかと言っているんですが、書類が提出されておられません。論議がこれではなかなかまとまらないということでもありますので、ここでお諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

午後 1 時 30 分から再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 2 9 分

再 開 午後 1 時 4 1 分

○議長（小座野定信君）

大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

5 番 古橋智樹君。

○5 番（古橋智樹君）

それでは、再質問させていただきます。

人件費のパーセントにつきましては、午前中の質疑の中でなかなか執行部と私のほうで求めている率に食い違いがありました。それはいろいろ、この人件費率の求め方は事業費を含んだり、含まなかったりということで幾通りかあるということで、私のほうでも改めて認識しました。

市長の答弁の中では、かすみがうら市が高いとお訴えになっているのは、職員の給与額ではなく人件費総額であるということで、午前中の市長の答弁からは認識した次第です。そのような形で、市長、よろしいでしょうか。まずお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

人件費総額です。茨城県一と言っているのは人件費総額です。要するに比率ですね、人件費総額の比率的なもの、歳出総額に占める比率的なものです。

○議長（小座野定信君）

5 番 古橋智樹君。

○5 番（古橋智樹君）

人件費率ということでございますね。

それでは、その人件費率については、市長の選挙のときの関連団体の漫画のほうで、人件費総額から 1 割を削って医療福祉の中学校 3 年までの無料拡大とか、そういったものに充てたいということ。市長はそれをさらに選挙公約に加えて、この提案に至っているということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことです。総額4億円を削減すると。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それで、先ほど総務部のほうに依頼いたしました。市長のその根拠となる数字は秘書課に命じて、市町村便覧、県発行のものをもとに秘書課のほうで作成させた。であれば、私のほうも市長のその数字に合わせましょうということで、総務部に書類をつくってもらうように頼みました。その書類のほうは、今お手元に配布になった形でございまして、この書類を本来は総務部長が説明すべきですけども、時間もないですから私から説明しますと、17年度は総合計が38億9697万7000円ありました。18年度に43億6290万2000円。ここで14.7%ふえましたが、これは消防本部が当市単独になったということによろしいんですか。ちょっと総務部長の答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

ただいま古橋議員が言われましたお見込みのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういうことで、その推移が21年度までございます。市長が根拠になさっている秘書課でつくらせたデータは21年度で、その21年度の当市の人件費総額が39億1531万8000円ということで、この書類と合っているということでございます。

18年度の43億6290万2000円から21年度の、市長が県内でも2番目に高いという39億1531万8000円、この差額4億4758万4000円です。既に1割以上削減が到達されているわけでございます。市長、これについてお認めになりますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

18年度からの分については、私は当時は認識しておりませんが、多分そうだと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

すると、ここであえて、今回の提案理由の一つとしている選挙公約に加えた総人件費率が高いから、であるから、その1割を政策的な財源としたいということ、これは既に到達されていると、政策は実行できていませんけれども、人件費については既に10%削減されているということで、市長の公約のほうは既に到達されているということになりますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、市長に就任したのが22年7月ですね。22年7月ですから、私のスタートラインは39億なんです。それをさらに4億円下げるということを今日指しているわけです。前のことを言っているんじゃないくて、わかりますよね。その当時からさらに4億円下げるということで、前がどうであったかということはありません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういたしますと、市長がこの秘書課につくらせたこれをもとに、人件費率が高いという、いささか根拠が薄れると思うんですね。そうすると、市長は新たに、選挙公約ではないけれども、この提案は39億からさらに3億9千万円を下げたいということですね。ちょっと確認します。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

県内一高いのは、いわゆる歳出総額に占める人件費総額です。県内一ではないみたいですね、データがちよっと。下のデータが違っているみたいですから、23.6%が県内一となっているけれども、取手がちよっと高いとだれかさっき言っていたんですけれども、いずれにしても県内で最高部類に属すると。それを言っているわけです。人件費比率が県内一高いですよ。

それと、今提案している職員給与を削減しようというのは、これは関係ないわけではないわけですが、もちろん県内一高い比率なんですから職員の数も多いわけですね。数も多いし、給料も下げていかないと下がらないです。だから、その一環として職員給与の削減を言っているんです。さらにそれだけじゃなくて、いわゆる官民格差、そういったものを是正するというところもあるわけですね。財政改革の一環として是正するという意味もあるんです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

官民格差を是正するのに人件費率が根拠になるんですか。根拠にするのであれば、平均給与額だと思えるところなんですけれども、人件費率が民間格差を埋めるということではありませんよね。平均給与額ですよ。その平均給与額というのは、これは書類がつくられたもので見て結構だと思います。2ページになりますけれども、44市町村中35番目、後ろから数えても9番目ということです。その平均給与額は高くないということは、市長、ご理解いただいていますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それはもう十分わかっています。県内の公務員給与というのは、同じ給与法に基づいてやっているわけですから、基本的に。ただ、管理職や何かを何号に適用させるというのは多少、さっき言ったように土浦とかすみがうら市は違いますが、給料表そのものは県内一律にしているわけですから、だから、その同じ給料表でやっているんだからそんなに違うはずはないんです。

私が言っているのは、官民格差を是正して財政改革をやっていこうということを言っているんです。国、地方の借金が1000兆円にも及ぶと、そういう今の状態をこのままにしていいいのかと、それを直していくのが財政改革でしょう。それを一步一步やっているんでしょう。その一環なんです。だから、県内のほかの市町村が高いとか安いとかということも参考にはなりますが、それをメインにして言っているのではないということです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

この21年度の人件費率、これを私は、この年に限っては一般会計関連の事業の総額が少なかったという実態もあるかと思えます。加えて、今回の質問の冒頭に申し上げたとおり、ほかの会計もあわせた形の中で、やはり人件費率が適正か否かという判断をすべきだということで通告をさせてもらったんですよ。

仕事をたくさん、事業を興してやっているかどうか、そういう意味で民間格差というものを考えると同時に、我々は皆様からの税金を費用対効果を生むような事業に回す、事業を興す、これが役目であります。しかしながら、この21年度については過去の平成17年度から推移すると、15年は確かに152億、一般会計の予算はありますけれども、そのほかの下水道とかそういうものの事業の比率が大きくなっているんですよ。ですから、市長が人件費率のほうにこだわってここまで、関連政治団体のほうでも県内でも非常に高くとうたっておりますけれども、その根拠は、市長もお認めいただきたいと思えますけれども、ほかの特別会計、そういったものが含まれておりませんので、一つにその根拠とならないと。

それから、当市は消防については単独で実施している。県内でも3分の1から半数以下ぐらいの間だと思います、消防を単独で実施している市町村。そこはやはり、人件費率というのは、もしかすみがうら市と同じような事業の数であったら、当市と同じような人件費率になるのではないかと。ですから、そもそもこの人件費率だけを、市民の皆様にあおるようなことを書く、これは間違っているというふうに私は考えるんですけれども、今後どうですか、平均給与額は決して高くありませんとちゃんと説明したほうがよろしいかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

最近出たやつだけを取り上げて言っていますけれども、私は関連団体の今までの文書を全部見ていただければわかると思うんですが、官民格差についても、その二、三回前には多分出してあると思うんですね。いわゆる大きい森の中の一つの木を見るような議論を今していますが、もっと森を見るような議論をしたほうが良いと思うんですね。

去年の決算で茨城県内の臨時財政対策債、これは本来なら国からお金をよこすわけになっているわけです。それが来なくて、積み上がったものが危機的になっているというのはご存じでしょう。そういうものに何でみんな対応しないんですか、自治体の職員や議員、首長も何で対応しないんですか、これ。こんなことをやっていたら、本当に破綻してしまいますよ。今、消費税の話が国で出ているんで、何とか国債の信用は保っているんですよ。消費税の話が完全にアウトだと

ということになったら、私は国債の金利だって危ないと思いますよ。本当に人の心理ですから、だからそういう議論をすべきだと思うんです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、森を見るような見地から、まずこれまで訴えられたことを私から申し上げたいんですが、人件費率だけで官民格差を比べられませんよね。その事業所の人件費率だけで、Aの会社とBの会社の給料が違うということ、それを言えるんですか。平均給与額で給料は比較すべきということでもよろしいんですよね。森を見るような見地で、見るためにそういう形が必要だと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

人件費比率は、官庁はそんなに違わない、ベースは同じだと思うんですが、民間会社での人件費比率を給与の高い低いにとれるはずがないでしょう。何を言っているんですか。人件費比率が当然多いサービス産業と、製造工業の改善をやっているトヨタみたいなどの人件費比率だけで、その職員の給与が高いとか低いとかできるはずでないでしょうよ。そういう、私はそれはへ理屈としか言いようがないと思うんだけど。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

まさしく市長が今おっしゃるとおりです。ですから、当市の平均給与額を見れば比べることが、官民格差を簡単に比べることができない、唯一とすれば平均給与額であると、そういうことですよね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

官民格差を比べるときは、当然いわゆる民間の平均給与額と官庁の平均給与額で比べるべきですよ、それは当たり前の話です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

多分これ以上、市長の考え方を私に合わせてくれるような形はないと思いますので、先に進めたいと思います。

再質問の順番は逆になりますけれども、当市の職員側からの自発性というところで大きい考え方として、ちょっと私はおやっと思ったので先にお尋ねしますけれども、私はこれまで一般質問の中で、税収を上げるためには、税率を上げるということじゃなくて税収の幅というふうに私は表現してきたんですね。そのためにも、事業を興してできるだけ、市役所で使う言葉ではないん

ですけれども、マーケット的なエリアを大きくして、小さい額でも吸い上げるような循環を、私は市役所も目指すべきである。市役所の税収というのは、もちろん行政界の中がほとんど大半でございまして、収入は。それ以外の形で銀行の利子とかはありますけれども、基本的には行政界の中で税収幅を広げるといことです。

それを、1回目の答弁ではいとも簡単に税率は上げられないと、そういう話をしていました。基本的には、事業を興すのは市長の責任ですよ。中には各担当部の中で総合計画に基づいて事業を興すことはあるかと思えますけれども、そういうことで、やはり当市は幾らか、特にこの平成21年度は消極的であったと思います。その根拠として、当市の税収は約50億円です。他市で50億というのは小美玉市、さらには稲敷あたりが50億程度だったと思います。小美玉市のほうは、24年度の予算は当市が一般会計150億に対して200億、稲敷市は税収50億程度ですけれども、50弱だったと思うんですけれども、それに対して180億、それぐらい事業を興しているんです。それは、すなわち税率を上げるのではなくて、税収の幅を広げて税の還元口をたくさんふやしているということなんですよ。

私は市長が、特に今年度復興の形の中で単独火葬場とか、復興のためからちょっと外れた形ばかりに時間を費やしていたから生産性のある事業が組めなかった。この21年度するときにもそういう反省はあったと思います。ですから、まず市長としては、そういった税収の幅を広げる取り組みをして、もし万策が尽きたのなら職員の方にも給与の削減を求めるしかない。しかし、その万策どころか、我々議会の中で事業は立案できませんけれども、先ほどの小美玉や稲敷の一般会計の予算と税収の割合を比べれば、当市はまだまだ事業化が足りないんです。そういったところで、私は市長としてまずは取り組む。もしそれでも税収の結果が生み出せないという形、さらには市長がご心配なさっている、国全般に地方自治体も貢献しなければならない、そういった考えの中に、市長が人件費の削減よりも市民のために、まずは税をベースに事業を起こして税収を得るということを目指す、これが本来の事業所のトップであるというふうに私は考えるところでございまして、市長は、行財政改革、削減、合理化、確かに仕事はやりやすいです。事業を興して税収を得るといのは難しいです。

市長、いかがですか、余りに行財政改革ということで消極的な取り組みばかりです。もっと地域の活性のために、復興のために事業を興す。その結果、推移を見て職員の皆さんにご相談する。そういう手順にすべきではないですか。お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大分昔の議論を聞いているような話なんです、いわゆる財政出動をして税収をふやせというご提案だと思んですが、それは田中角栄時代の話です。今はそんな時代じゃないでしょう。何を言っているのかと思えますよ、私は。

国でも財政支出をやっても、何というんですか、波及効果がどんどん落ちているわけですよ。財政支出ばかりやっても景気が立ち直れないというのがもうわかってしまっているから、最近では全然やっていないでしょうよ。財政支出をふやして建設事業を興して、あるいは福祉事業に回して福祉でばらまきをやるというのも一つの手かもしれないけれども、そういう手法は、今はと

れなくなってしまうんですよ。それをやってきたから1000兆円になってしまったんでしょうよ。

何を言っているのかと思うね、今この時代に。全然話が、その件に関しては全くかみ合わないです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

もちろん、私はバブルの時代の話をしていませんよ。

[市長「バブルの話でしょうよ、今言っているのは。150億……」と呼ぶ]

○5番（古橋智樹君）

先ほど小美玉市、稲敷の例を挙げました。当市は50億の税収で150億です。

先般、大阪で泉佐野市ですか、市の名前を売るといような話がありました。将来負担比率が340%前後ですか、そういう形で市の名前を売らなければならないという、そんな提案に至ったとニュースで騒がれていましたけれども、うちは将来負担比率、100は超えていますけれども百十幾つだったと思います。

そういうことを考えれば、うちとしては、もちろん私はすべて行財政改革の手法を否定しているわけじゃないんですよ。それと同時に適度な事業を興す、そういうことを申し上げているんです。21年度は、前の市長がそういう観点で幾らか事業を圧縮したがために、この人件費率、21年度。消防本部の加わりもあって、消防士もいて、保育士も県内の中でも率が高い。そういう背景もあって、市長がこういうことで選挙を訴えられてきた。

私が言いたいのは、もっと適正な人件費の削減の仕方、それと同時に事業ももう少し努力すべきじゃないですかということを行っているんです。それらの理屈がともなわなければ、当市の平均給与額、県内でも低いのに職員の皆さんに相談するしかない。これが高萩市の状況だと思えます。当市は、高萩市までの財政の消極的な要素はまだない。まだ頑張れる。ましてや、今年度復興財源ということでたくさん国からの支援が来たわけです。しかしながら、今臨時会で追加で出ましたけれども、基金にその交付税を真っすぐ通帳に入れてしまう。本来なればいろいろ当市はまだまだ、庁舎であったり、水道の霞ヶ浦地区と千代田地区の接続の問題であったり、そういったものにどんどん使うべきだったんです。

それをさておいて、ご自身の選挙公約の単独火葬場とか、そういったものばかりに力を注がれるから人件費率が高いまま、効率の、費用対効果のない当市の実態になってしまっている。その一つに、市長は23年度に当たっては予算を持たない課長、企画課に3人も並べて、各委員会に1人ずつつけて調査に協力させるようなこと、こういう人件費の使い方をしているんです。

私は、そういう余裕があるならば、この人件費率が高いと訴える資格はないというふうに考える次第ですが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全然議論がかみ合わないんですが、いずれにしても、財政支出を抑えていくというのが今やるべき形だと思います。例えば、斎場については当市の負担は5億7000だったけれども、それを4億にする。あるいは、それでもだめだったら単独で3億でやるとか、幾らかでも下げていく。これを拡大して行って、うんと市中に金を回してというのはかつての話です。今はそういう手法は通じないと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

さきの定例会で地域産業活性化のための条例が、県の条例の延長に伴いまして当市も、ただ単に抱き合わせで延長しました。そのときに、私は外から来る比較的大きい企業の規模に合わせたハードルではなく、もう少し塩かげん、さじかげんを当市の中の法人にも届くような設計検証はどうですかと環境経済部長に伺ったら、検討いたしませんとあっさり答弁しましたけれども、やはりそこは税金をいただいている以上はそういう検証も必要だ。そして、市長の責任でもあるということをおし上げておきたい。

いずれにしても、この人件費率、そして平均給与額、市長に今後責任を持って対応してもらいたいのは、市役所の職員の給与は高いということではなく、あくまでも21年度の人件費率をもとに申し上げているという、訂正の形をとっていただきたい。いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全くその意思はありません。

さっきちょっと答弁漏れしましたが、勘違いしているようなので申し添えますが、今回、補正のほうに言及したので、補正のほうへ基金積み立てをやりますが、これは要するに来年度以降そっちへ回すために積むのであって……

○議長（小座野定信君）

市長。

○市長（宮嶋光昭君）

さっきそれを言ったから……

○議長（小座野定信君）

質問の内容に入っておりません。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それから、7.8%の設け方、実際的には級ごとに率を変えておりますけれども、この7.8%というのは国家公務員の7.8%であるとすれば、それに準じるとあれば、ラスパイレス指数というのがございますよね。これは国家公務員の平均給与額に対して当市の比率がどうだという、当市はもちろん国家公務員の平均給与はもらっていませんから、この21年度のホームページで茨城県のほうで公開しているリンクの内容に基づくと97.8ですから、7.8よりは下げて、なおかつ市長として配慮したという、級ごとに率を設計するべきだったと思うんですが、まるきり、ラスパイレ

スというものがあがりながら7.8をそのまま本市に引用するというのは、余りにもそういった、これまで申し上げてきたような根拠が十分備わっていないから、ただのパフォーマンスに近いから、そういう率でこの提案に至ったのではないのでしょうか。いかがですか。

ラスパイレスに合わせて市長が職員に削減率を求めるべきだったんじゃないですか。出発点がそもそも違っていると思いますけれども。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは、ラスパイレスは7.8、国もやる市もやれば、要するに同じ水準になるわけですよ。わかりますよね、それは。だから今までと変わらないということです。やらなければその分上がるということです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

根拠の理屈としては、97.8対100イコール、エックス対7.8だと思うんですよ。ですから、7.8よりは出発点がもっと下がるべきだと思うんですけども、何のためのラスパイレス指数かわからないですよ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何か言っている意味がわからないんですけども、同じ97.8でスタートしているわけだよね。97.8でスタートして、片方が7.8下げて、こっちも7.8下げたら、同じだけ両方ともこうなんだから、同じ水準でしょう。97.8は変わらないでしょう。ただ、こっちだけやってこっちはやらないでいたら、ラスパイレスは上がっちゃうでしょう。だから、今現在というか、もしこれが認められなかったら、恐らく105ぐらいにいくんじゃないですか。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

総務部長に伺いますけれども、このラスパイレス指数をもし引用するならば、そういう市長の考えが全国の市町村では考えられるんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

第1回目のご答弁でも申し上げてございます。このラスパイレス指数につきましては、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較するというところで、一般行政職について国家公務員の職員構成を基準として、経験年数等により平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合、地方公務員の給与水準を指数で示すということになっております。

先ほど古橋議員さんが言われました、かすみがうら市は97.8でございます。国が100のときに

97.8ということで、今回は7.8%を削減する、減額するというようなことではございますので、国は92.2になるかなと思います。当然、市もそれに換算しますと92.2で97.8を割りますと106というような形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

これが人事院勧告に基づくという慣例であれば、市長の考え方も大いにあるかと思えますけれども、これは特例ですよ、特例削減。やはり事業所の親方ですよ。それが日ごろ仕事を頼む相手に、特例であればこそそういう算出根拠を少しでも持つ、そういうことがあれば、1,000人中反対する形も、少しでも何人かでも市長の考え方に折れる人もいると思えます。そういうことで私は提案申し上げているんです。

本題はそれてしまいましたけれども、いずれにしても、この平均給与額が県内の中でも下から9番目だということで、市長からご認識いただきました。そして、人件費率、こちらにつきましてはいろいろな係数を求める形があり、他市町村と安易に比べることができないという実態がある。事業をやっているとか、多くやっていると少ないとか、消防職が多いとか保育士が多いとか、私としてはそういう観点から、この提案のほうが非常に根拠が薄い提案で、市長の人情さが全くない提案であると同時に、市民の皆さんにもしっかり根拠をご理解いただけるような提案理由が備わっていないということ、私は最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号につきましては、委員会付託を省略したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第38号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第38号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

2月29日に可決成立いたしました国家公務員賃下げ法案について、日本共産党は民主・自民・公明3党の密室協議による議員立法で、労働組合の意見も聞かず、十分な国会審議もなく強行することは許されない。人事院勧告さえ無視して、それを上回る給与削減を押しつけることは二重の憲法違反だと指摘、復興財源のためというが、公務員給与は生計費であり無駄や浪費ではないとして反対をいたしました。

さらに、国家公務員給与の大幅削減が国民全体の所得減少の悪循環を招き、内需をさらに冷え込ませ、財政の一層の悪化をもたらすと強調しまして、地方公務員など600万人の賃金に影響を与え、民間との賃下げ競争を招くと批判をいたしました。

今臨時会で提案された市職員給与削減条例案は、さきの第1回定例会最終日3月16日の本会議におきまして、圧倒的多数で否決された議案と全く同じであります。何が何でも市職員の給与削減に固執する市長の姿勢に疑問を抱かざるを得ません。

提案された条例案の趣旨、第1条には、国家公務員賃下げ法に準じた措置を講じるためとしていますが、全国市長会を初めとする地方六団体は地方への強制に反対する声明を出しております。日本自治体労働組合総連合は、今回の賃下げは震災復興を初めとする財政問題を口実にしていますが、実際には税・社会保障一体改悪の名のもとで、国民に耐えがたい負担を強要する露払いにほかならないと指摘し、国民の多くは国民生活が第一という訴えに共感し民主党政権を誕生させた。それだけに、公約の実現に何らの責任を持たなかつただけではなく、公約そのものをほごにして自・公政権に逆戻りした現政権に強い失望感や怒りを持っている。アメリカや財界・大企業の期待にこたえ、構造改革回帰にかじを切った政府が、何が何でも消費税増税、社会保障削減を進めるため、国民の怒りのほこ先をあえて公務員賃金引き下げにすりかえ、強行したところに本質があると批判しております。

また、北海道大学大学院准教授の中島岳志さんは、公務員たたき、いわゆる公務員バッシングですが、生まれた境遇も学歴も自分と余り変わらないのに、公務員などの安定労働者になった人々を攻撃する傾向、いわば既得権益バッシングがあると述べ、しかしこうした既得権益バッシングでは、公務労働は一層非正規雇用化し、民間労働者も低賃金化するという負のループ、いわゆる循環ですが、負の循環をもたらすもので、貧困層は全く救われません。新自由主義という古い時代への回帰ではなく、真に新しい代替策を示す政治こそが今必要だと強調しております。

私は、前議会で、市長みずから官民格差をことさら強調することによって、市民と職員を対立させるやり方には反対だと述べました。

今回の措置で市職員給与に与える影響額は2億4000万円、1人当たり年間の平均減額は44万6000円となります。職員の生活を圧迫しその賃下げ分を市の財源にすることには反対であります。

以上、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「はい、賛成討論」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

議案第38号、職員給与削減案について賛成の立場から申し上げます。

職員給与削減案について、国も7.8%の削減案が決定しております。市長が申しますとおり、経済状況をかんがみ、遅かれ早かれ、どこの市町村においてもいずれやらなければならない課題であると思っております。人件費比率の高いところからやらなければなりません。国や県からやれと言われてやる、そのような時代ではない。人件費比率が高い市ほど率先して先に実行に移すことが、市民の皆様方の信頼をより高めることと思うところでございます。自分のところでは何をすべきか、真っ先に考えることが肝要かと思われるわけです。そうでなければ、県の出先機関になればよいと思えますよ。これで周りの市町村がどこでも実施して、当市だけやらないということになりますと、地方交付税を減らされることは明らかになります。

21年度の当市の財政力指数は0.66で、財政力指数が1.0以上の各市は東海村、鹿嶋市、美浦村、神栖市、つくば市、守谷市、ひたちなか市、この1%以上の各市は突出した財源があります。当かすみがうら市においては、この突出した財源がないことは皆様ご存じのとおりです。市長の報酬50%削減、議員も合併前38名もいたところを現在16名、報酬もそのまま、ここで身を削る方はどなたでしょうか。

そのような観点からも職員の給与削減は視野に入ってきている、そのような時代であると思っております。余裕があるから、要は財政力指数が低い、下から数えてみますと茨城県で下から15位だったんですね、今数えてみましたら。余裕があるからお金は要らないんですか。そのような結論になることは明白です。

ですので、職員の皆様方も、給与削減は視野に入っている時代だと思われまますので、その市長の職員給与削減案について、私は賛成の立場から申し上げます。遅かれ早かれいずれなります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

私は、市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定に対し、阿久根市を例に挙げ、さらには財源対策の点から反対の立場で討論いたします。

鹿児島県阿久根市の前市長である竹原信一氏は市民至上主義をとり、ブログ市長と呼ばれておりました。この竹原氏は、人件費を削って給食費を無料にすることなどを訴えて人件費削減を市長選挙の争点に据えておりました。さらに、竹原氏は、そもそも市役所の職員給与を国家公務員と合わせる必要はない。公務員給与が阿久根市の民間事業者との間に大きな格差があるとすれば、

今の状態は速やかに是正されなければならないなどと述べ、市職員に対する一方的で大胆な賃金カットを求めたとのことであります。

彼の頭の中には、地方公務員法や労働契約法という法律は存在せず、あるいは知っているもあえて無視する確信犯的な思考しかないように思われます。つまり、労使協議という我々のルールをまるで無視した人件費攻撃であると言っても過言ではありません。一方、専決処分を一方的に行ったりするなど、さまざまな点で議会との摩擦を起こし、地方自治の危機として全国的な問題となりました。

これらを受け、現在国では地方自治法が改正されようとしております。具体的には、議会を招集しない対策としての通年議会や、議長への臨時会の招集権の付与、再議の乱発防止のための収支不能再議の廃止、副市長の専決権の廃止、専決処分を是正するための専決処分の不承認に対する是正措置、議決した条例を公布しないことから、議決した条例公布の義務化、国や県の是正勧告に従わないため国等による違法確認訴訟制度の創設などであります。このどれをとっても鹿児島県阿久根市の事例に対応するための制度改正であります。

つまり、地方自治の二元代表制という民主主義を守るために制度が改正されようとしております。私は、かすみがうら市を第2の阿久根市としてはならないと痛切に感じております。

そこで、我が市を振り返ってみましょう。

まず、今回の再提案は、給与をカットした経費2億4000万が重大な影響があるという理由より、再提案したとのことであります。当然、この提案には組合との合意は全く成立しておりません。このことについて、平成24年3月6日の総務委員会において、固定資産税が1.7億円の減額予算であるが、基準財政需要額からすると同額の1.7億円は地方交付税で措置されるのではないかとの質疑に対し、財政課長は、評価がえで下がった額は交付税で見ただけだと発言し、さらには、地方交付税を全体で1億円増として抑えたと発言しております。さらには、平成23年度の実質収支額、つまり繰越金3.5億は過少ではないかとの質問に対し市長公室長は、4億弱は手持ちの資金として残したいと答弁しております。

また、繰越金3.5億円としておりますが、実際1月末の市民法人税は既に予算を2億円上回っていることも明らかとなりました。つまり、実質収支額3.5億円と市民法人税の増収分2億円と固定資産の減額に対する交付税措置1.7億円の合計は約7.2億円に達します。さらには、支出に伴う不用額がさらに上乗せになることは、だれが考えても当たり前のことであります。

つまり、これらの審査経過を踏まえれば、約7.2億円以上もの繰越額が予定されているにもかかわらず、何を根拠として重大な影響があるのか全く理解に苦しむ次第であります。

さらにつけ加えれば、今回提案では特交分として1億6000万円も追加収入となっております。議会の審議は言葉や感覚ではありません。きちっとした根拠や数字によって正当化されるものであります。宮嶋市長は、根拠なき財政危機という旗印のもと、もろもろの事業の財源の捻出を職員の給与カットの一方的な押しつけというやり方で行うことが正義であるかのように話しておりますが、これはいわゆる資本主義的な合理化であり、労働者の労働条件の改変や犠牲の上に効率化と資金捻出を行うものであります。それは明らかに間違った方法であり、民主的効率化により労働者の働く権利を守り、それを生かすことによってなし遂げられるものであります。

つまり、民主的効率化は、市の職員一人一人の自覚的・自発的な意思を引き出し、末端の職場

から見直しの運動を呼びかけることによって浪費や無駄を根絶していく取り組みとして展開していくことでもあります。この民主的効率化の大前提は、自治体労働者の労働条件の維持と地域住民の要求実現を統一的運動として発展させていくことにあります。また、この民主的効率化の取り組みは、市職員の協力が不可欠であるため労組の全面的協力を引き出すべきであり、市当局と職員組合とが一体となった取り組みによってこそ、本格的な効率的行政の追求が行われることが不可欠となります。このようにして、真に働く者の労働条件を守りながら、無駄や浪費の根絶が実現することができるのであります。

最後に、職員はまことの意味で住民に奉仕できる働きがいのある職場を探求したいという根源的な欲求を持っており、それゆえ職員は市当局側の民主的効率化の取り組みの提起に前向きにこたえるはずであり、そこから労使の信頼関係も生まれてくるだろうし、市民サービスの充実にもつながっていくと確信し、市長みずからがこの政治姿勢を改めることを期待して、反対討論とさせていただきます。

議員各位におかれましては、当市の実態を理解され、ご賛同いただけますよう心よりお願い申し上げます。反対討論とさせていただきます。

(拍手する者あり)

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

ほかに討論はございますか。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

私は、市職員の給与の改正及び臨時特例に関する条例の制定に対し、反対の立場から討論をいたします。

まず、冒頭に皆さんにご報告を申し上げなければならないことがあります。議会最終日の3月16日前に市長は各議員宅を訪問し、可決しなければ議員4人をリコールするとして、おどしとものような発言をしております。これが民主主義なのでしょうか。議員は意見や考えを言うてはいけないのでしょうか。議員は市民からの負託を得てさまざまな発言を行い、行政にそれらを反映するということが職務ではないのでしょうか。そのことは憲法でも言論の自由が保障されております。市長のこの行為は明らかに議員に対するおどしであり、我々はこれらに決して屈してはならないと思います。

3月25日に、元気にする会がチラシを出しております。人件費率が高い。一体、ここで言う人件費率とは何でしょうか。このチラシの人件費率の意味とは、総予算に対する人件費の率であります。わかりやすく言えば、予算総額が大きくなれば人件費率は下がり、予算総額が縮小すれば人件費率は上がるのです。つまり、一般会計のみで比較することは誤解を招きます。さらに、特殊性ある保育業務、消防、教育が優先するなどの政策によって、これらは変動するものであります。また、人件費そのものは執行部の報告により、現に退職や職員採用凍結により約5億円も減少していることが明らかとなっております。

では、人件費率が高くなる要因はどんなものがあるのでしょうか。端的に言えば、事業費の縮小、

予算カット、マイナス思考の政策によってもこれらが生じます。一例を挙げれば、水道の霞ヶ浦地区と千代田地区のネットワークも可能な限り努力するのではなく、3年もかけるような場合です。つまり、消極政策の場合であります。逆に言えば、これらが立証されたものと考えます。

また、中学3年生までの医療無料化の財源は給料カット分で充てると言いますが、今回の給与カットの提案理由は国に準拠するというのが改正趣旨であります。

これまで市長は、給与カット分は中学3年生までの医療無料化の財源と言ったり、官民格差と言ったり、国に準拠すると言ったり、財政再建のためと言ったり、日々ころころと変化し、我々はどれが真意かわかりません。それを裏づけるように、職員組合への根拠提示が今ここに至ってもなされておられません。はっきり言えば、交渉する考えはもともとないのかもしれない。また、給与カットを否決されれば財源がなく重大な問題であると言っています。常任委員会、総務委員会ではありますが、審議を知らないのでしょうか。繰越金で十分対応できることが明らかとなっています。さらに、本日提案された平成23年度の補正予算においては、一般財源である特別交付税として1億6000万円の追加収入があることが明らかとなり、さらに資金があることが証明されました。これもお金ではないでしょうか。我々は改革をつぶしているのではなくて、政治をただそうとしているだけです。我々には正義があります。なぜなら、我々は王道である議論によって道をきわめようとしているからです。

以上で、市職員の給与の改正及び臨時特例に関する条例の制定に対する反対討論といたします。

最後に、ここにご臨席の議員、そして傍聴席に問いかけたいと思います。民主主義とは何でしょう。言論の自由は憲法で保障されたものであり、決して脅迫などにたじろいではいけません。

もう一度地方自治と民主主義の原点に立ち返って、みずからの意思を表明しようではありませんか。

以上です。よろしくお願ひします。

(拍手する者あり)

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君、4番 田谷文子君、7番 加固豊治君、12番 矢口龍人君、以上4名は賛成でよろしいですね。

起立少数であります。

よって、議案第38号は否決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 2時57分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第 4 議案第39号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）

○議長（小座野定信君）

日程第4、議案第39号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

議案第39号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6137万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を168億8957万5000円とするものです。

補正の内容としましては、特別交付税及び震災復興特別交付税の決定とあわせて、財団法人全国市町村振興協会からの義援金、さらには市が建物共済に加入している財団法人全国自治協会から災害見舞金の交付があったことから、これらを歳入予算に計上するとともに、全額を東日本大震災復興まちづくり基金へ積み立てるため、補正予算を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

まず、歳入における地方交付税の増額ですけれども、4億5410万5000円、多額の地方交付税の増額であります。特別交付税と震災復興特別税、これは合計になっていますが、年末ぎりぎりに行われたということになります。これはどういうことでぎりぎりになったのかということがまず一つ。

それから、災害復興の特別交付税の対象自治体はどのくらいあるのか。それから、その配分について、配分額はどのように決められているのか。同じく歳入について、東日本大震災義援金というのは、今全国市町村会と自治交付金というふうに述べられたと思いますが、その点の確認とその配分の中身をお答え願いたいと思います。

それから、歳出については、歳入全額を基金運用事業である東日本大震災復興まちづくり基金積立金に充当しております。今回増額となった財源の使用目的については、また特別に考えていらっしゃるかどうか。

以上質問いたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

質疑内容、全般的に続けて答弁ということにさせていただきたいと思います。

本来ですと、これまでに特別交付税の交付決定が通常12月と3月に行われております。しかし、平成23年度、本年度につきましては東日本大震災に伴い通常の交付手続が前倒しになり、12月、3月のほかに4月、9月に特例的な交付がなされております。当該特例交付分を含む12月決定分までにつきましては、この前の定例市議会において補正予算を計上していますが、3月決定分は3月23日に決定額の連絡を受けたため、定例市議会には間に合わなかったということでございます。また、震災復興特別交付税は、東日本大震災に対処するための、平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律において創設された地方交付税でございます。震災復興特別交付税の申請が2月末から3月にかけて行われたため、決定額の連絡についても3月23日になったものと考えております。

震災復興特別交付税の対象自治体は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の9県と、これらの区域内の227市町村となっております。震災復興特別交付税は、災害復旧事業のうちの直轄また補助事業に係る地方負担額や単独災害復旧事業費、原発事故に伴う除染に係る経費などを総合して交付額が決定されるものでございます。

東日本大震災義援金につきましては、財団法人全国市町村振興協会の災害対策支援金として配分されたものでございます。前述のとおり、これらをすべて東日本大震災復興まちづくり基金に積み立てることとしていますが、具体的な基金の運用につきましては、東日本大震災からの復興を目的とする事業に充てる財源として活用したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、震災復興特別交付金の全員協議会に提出された資料がございます。これは、合計額がちょっと合わないと思うんですけども、これについてはちょっと説明していただけますか。全員協議会に出された資料、まずそれをお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

金額といえますか、交付額と総体の経費が合っていないということでございます。これにつきましては、震災にかかった経費を県のほうに報告といえますか申請した金額がここにございます2億8496万2000円ということでございます。それに伴った、額は違いますがこれが基礎となって

交付税措置がされたというふうに理解しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

震災復興特別交付金の交付金額が2億9330万5000円でしょう。この経費が2億8496万2000円、それから単独事業地方負担分が1億5428万9000円、それと除染に対する経費834万3000円、これの関係ですね。ごめんなさい、あと補助事業がありましたね。補助事業の地方負担分1億1844万5000円。これについてちょっと説明してもらいたいですよ。合計が2億9330万5000円と特別交付税の1億6080万、これについてちょっと説明していただけますか、きちっと。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

積み上げ申請額が2億8496万2000円ということでございます。この内容につきましては、提出資料の一番後ろになりますけれども、補助事業の地方負担分ということで1億1844万5000円ございます。この額につきましては、それぞれ災害の補助率が違う部分がございますので、補助金のそれ以外の事業負担分を、国のほうから災害の起債等も使えるということでございますけれども、そういった補助以外の部分についての金額でございます。それから、単独事業地方負担分については、そのまま補助対象にならない部分の負担ということでございます。

それから、除染に対する経費等についても、補助対象外ということの834万4000円でございます。そういったものをあわせて2億8496万2000円ということでございます。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、後ほどこれ一覧で提出してもらいます。よろしく申し上げます。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。じゃ、数字合わせは後で。

それと、寄附金の件ですが、今全国市町村振興協会と言いましたけれども、それともう一つ、自治振興でしたか、その交付金もあると言っていましたね。この点についての答弁は抜けていますよね。市長が提案理由に言っていた。その内訳は、この5784万7000円の内訳はわかりますか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時10分

再 開 午後 3時10分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員、それも含めて後ほど……

暫時休憩とします。

休 憩 午後 3時10分

再 開 午後 3時11分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの再質問でございますけれども、先ほどの答弁の中でお話ししましたけれども、財団法人の茨城県市町村振興協会の災害対策支援金ということでございます。全国市町村振興協会でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、1カ所ですよ。全国振興協会の支援金で603万8000円、これだけだということですね。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

2つ、何か言ったような気がしたんですよ。そういうことなので確認をしたんです。

これは後でいいです。その合計が、寄附金の合計総額は、この予算の補正を見ますと、今度これが間違えてあったんですけども、5784万7000円、合計はこういうふうになるということですか、平成23年度の寄附金総額。これを確認します。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

この義援金につきましたの総額はそうです。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いろいろな寄附金の、今言ったように全国市町村振興協会からの義援金だったり、個人義援金だったり、そういうことがありますので、そのまず収入の内訳と支出の内訳、その詳細については、後でよろしいですからその分は提出してください。

それから、東日本大震災の復興まちづくり基金がかなり多額になりました。今現在、この基金の総額は幾らになりますでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

この全体の総額ですが、全体の数字は最終的には出ていません。後で合計額を出したいと思います。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 大塚 隆君。

○会計管理者（大塚 隆君）

今お尋ねの東日本大震災復興まちづくり基金の現在高ということでございますが、3月22日現在の残高が手元にありますので、それを報告させていただきたいと思います。1000万164円を会計課でお預かりしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それは、この前市が独自につくった基金、この1000万円が今手元にあると。それに今度の基金4億6137万1000円を加えると。そうすると、今回可決されればその合計額は4億7100万ということになるという計算になりますかね。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの会計管理者の1000万プラス、3月の定例会のときに3億9225万5000円をまちづくり基金に積み立ててあります。今回が4億5410万5000円ということで、あと先ほど管理者が言いました1000万円ちょっとながしが基金の全体額でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その点をきちっと整理してください。基金を2つ設けましたよね。12月議会のときに設けた基金、今言ったまちづくり基金、市独自の。もう一つが、また別の基金の条例を出しませんでしたか、3月に。それに加えましたよね。その点の整理がありませんので、その点も整理して報告をしていただきたいと思います。

これだけのまちづくり交付金というか金員があるわけですから、私は常々、一部損壊の家屋に対して直接支援をすべきだと、土浦の例のように、少なくとも上限10万円で、震災のそういう直接被害を受けた方に使うべきだということを何回も言っております。今回、これだけの金額でございますので、少なくとも住宅リフォーム助成制度というのが当市にせっかくあります。これについては、今500万ということでこの前決まりましたが、柔軟に対応して増額をするという答弁も一般質問でいただいていますけれども、大幅な増額も考えていただきたいと思います。市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この復興・復旧関係の基金は、トータルでは7億ぐらいになります。ちょっと細かい数字はわかりませんが、後で事務方から出させますが、7億程度になります。

その7億であります、震災復興のために使うということです。既に震災復興の一部、もちろん使っているのは皆さんご案内のとおりだと思うんですが、道路をやったり井戸を掘ったのもそうだし、一般財源から出しているものが相当あります、既に。それも補てんしなくてはなりませんし、今後水道の接続も、さっきだれかが3年かかるなんてことを言いましたが、私は3年ならず大急ぎでやれと言っています。そこへも3億程度は、3億かかるかどうか、3億近いものがかかる記憶がございますので、その水道会計にも繰り入れていくべきものだと思っております。

さらには、災害対策で防災無線ですね、防災無線は30基だけやるにしても1億5000万程度かかりますから、これは最終的に100基もやるということになりますと、とてもそんなものでは足りません。4億、5億かかってしまいます。そこまではできないと思うんですが、とりあえず30基だけにしても1億5000万ですから……

○議長（小座野定信君）

市長、質問の内容とかけ離れているんですが、佐藤議員の質問はリフォーム……

○市長（宮嶋光昭君）

そうじゃないでしょう、必要でしょうよ。だって7億あるんだと。みんなが知りたいのはそこでしょう。7億もあるのにどこに使うんだという話ですから。それは7億あったって、そういうことでとても今から復興をやっていくのに足りない話です。そういうことです。

だから、佐藤議員のおっしゃるのは、7億もあるんだから瓦壊れた家屋に30万、50万出すのはわけないんじゃないかと、そういう話だと思うんですが、全然そういうことにはなりません。そういうことを言いたいわけです。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は、一つの家屋に30万、40万出せと言っはしませんよ、今。私が言っているのはそうじゃないですよ。だから、今土浦の例をちょっと挙げましたでしょう。最高10万円でそういう震災で直接被害を受けていたところに助成をしているわけですよ。今回は住宅リフォーム助成制度を、私が総合交付税というか、そういう利用をすることによって一般財源が半分で済むという、そういうこともできたわけですよ。ですから、そういうことも増額できるようにしていったらどうかということをお尋ねしたんですよ。どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この復興まちづくり基金が来たので、それとの関連でそっちへ回せないかという話なんです、この復興まちづくり基金は、今言ったようなことで市が既に一財から出したり、今後水道とか防災無線に出ていくものに使おうということで基金に入れてあるのであって、それとの関連で今の

ご質問なのですが、それに対しては従来利子補給制度とか何かやっていますので、それで対応していただきたい。今のところその域を出ていません。この復興基金に積むから、その金をそっちへ回せという話には関係ないというか、そこにはいかないと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回急にこれだけの多額のお金が来たので、すべてそちらのほうに回したというのは理解したいと思うんですよ。ただ、今私が言っているのは、被災を受けている人、これについて少しでも枠を考えてほしいという、そういう要請をしたわけですよ。それを全くこのまま、そんなのは使えないよというふうなお考えであれば、私はこれについては賛成できません。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

平成23年3月23日、総務省のホームページにおきまして平成23年度3月分の特別交付税といたしまして2億5186万3000円、さらに平成23年度震災復興特別交付税として2億9330万5000円がかすみがうら市に交付されることが公表されております。うち、特交分1億6080万円と震災交付税2億9330万5000円を、今回東日本大震災復興まちづくり基金に積み立てようとしております。つまり、この2つの合計は4億5410万5000円が増収入となったわけであります。

まず、この配分は、ホームページの他市の状況から見ますと大変に低く感じておりますが、これに対する所見をまずお伺いいたします。特に、この特交交付税の額は何なのか。市として努力した結果なのか。市長に説明を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは、震災復興に要した経費ということで、事務レベルでももちろん積み上げて、それを県のほうで取りまとめて今回それに対して各市町村へ配分してきたということでありますから、だれがどうしたということではなくて、みんなで事に当たってきた結果こういう配分がなされた。

もともと来ていた金額ではとても足りないわけでありますから、特例債とか何かで、最悪のときは対応していこうということも腹案にあったわけですが、今後の復興事業についてですね。これが来たことによって、幾らかでもそっちへ回せるかなというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、市長に再度質問させていただきますけれども、やはり具体的な復興計画を提示し作成をしたのかどうか、その辺をもう一度伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

復興計画については先般の3月議会でもお話ししたしましたが、私のところに今素案みたいな本当のたたき台的なものは上がってきておまして、ただ、その案そのものは余り、大ざっぱなものですから、今からそれをさらに詰めていかななくてはならないと思います。素案はできてございます。もし必要であれば、何か委員会等でもご説明申し上げたいと思います。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは次に、2点目といたしまして、震災復興特別交付税は東日本大震災に対処する目的であるため、東日本大震災復興まちづくり基金に積み立て活用するという考え方のみは理解できますが、何に投じていくのか全く不透明であります。具体的な計画がありましたら、市長公室長に質問をいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほど来お話ししておりますように、確定してきているのが年度末でございますので、とりあえず基金のほうへ積み立てをしますが、今後、先ほどお話ししましたようにいろいろな復興事業をやらなくてはならないわけですね。そういう復興事業の中で、もちろん有利な補助事業等を最優先で入れていく。さらには、当然一財でそこへ上乘せしていくわけですから、一般財源のほうにこの基金を使って繰り入れていくと、そういう考えでいます。例えば、水道の接続であるとか、あるいは今後庁舎の移転というか、仮庁舎をつくる費用であるとか、あるいは防災無線、そういった本来の復興・復旧のために使っていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

今、市民が求めているのはやはり復旧・復興であります。安全・安心な生活が本当に求められている現況かと思えます。そういう中で、本当に今、市民が大変な思いをしながら復興に力を注いでいるわけでありましてけれども、大事なことはスピーディーにどう市が対応するか、それにかかっていると思えます。ただやればよいということではなくて、今何を優先すべきか、それが一番大事な重要ポイントかと思えます。そういう中で、本当に市民のためになるお金を使っていく。そのために具体的な復興計画も素案の中から具体化して、そして何を優先してやるべきか、その辺を明確にさせていただきたいと思えます。

市民からは、やはり復興が遅いという声も、大分私のほうにも寄せられております。そういう中で、やはり市長が先頭に立って、ほかのことばかりじゃなくて復旧・復興、安心・安全なまちづくりを自分が率先して、先頭に立って私はお願いしたい、そう思いますが、市長の決意を伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに私も先頭に立ちますし、早くやらなくてはならないと思っています。

さっきも、まさにそのことで議長ともお昼のときにちょっと議論したわけですが、いわゆる庁舎が今壊すということは決まっているわけですが、解体は決まっているわけですが、この解体の発注の仕方であるとか、あるいは解体した後どうするのか、仮庁舎をどうするのか、そういうことをどんどんスピーディーに決めていかなくてはならないわけです。そのための検討委員会の立ち上げが決まったわけなんですけど、4月3日に開くということで議会のほうにお願いしているのは、早く委員さんを選んでくれよと。委員さんを選んでもらわないことには検討委員会を開けませんから、そのことでさっきまさに議論しておったんです。早く選んでくれと。そこで議論するわけですから、こっちはもう準備はできているんですから、議会の皆さんもそういうことに協力していただいて、早く、いわゆる民間委員3人はもう議会で選ぶということになっているわけですから、それを早く人選して頼んでもらいたい。

そういうことと、極めて具体的なことになりますが、そういうことをどんどん議会も協力してやっていただかないと、うちのほうも執行部だけで進めていいものだったらどんどんやってしまうんですが、そういう議会も入れてということを言われている。言ったんだったら一緒に協力して、委員を出してもらわないと、会議をどんどん開いてもらわないと困るということです。極めて具体的で、すぐ4月3日のことですが、急いでどんどんやりたいと思っています。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

議会と執行部の関係ですけれども、やはり物事を行動に移す前に事前協議、そして執行部の考え、市長の考え、また議会の考えというものを本当に事前に協議、打ち合わせする、そういう事前の準備が私は最も重要かと思っておりますので、市長は発信が余りにも早いものですから、私たちもついていけないところがありますけれども、あくまでも慎重に、そして議会の意見もよく重視しながら推進していく。私はこのことが重要かと思っておりますので、議会ともどもお互いに話し合いをベースとして進めていきたいと思っておりますので、その辺の配慮もお願いしたいと思っております。

それから、3点目といたしまして、特別交付税は総務省のホームページから見ましても、これは一般財源であります。それを東日本大震災復興まちづくり基金に積み立てる理由が、私としてはなかなか理解はできません。財政調整基金ならいざ知らず、なぜ東日本大震災復興まちづくり基金なのか伺います。どう考えても、平成23年度の繰越金をいかに減らすかという対策としか、私からは見えません。つまり、平成24年度が財源不足であるという論拠がなくなってしまうため、慌てて東日本大震災復興まちづくり基金に積み立てるという提案であると言わざるを得ません。

それに、この交付金が入ってくることは既にわかっていたことだと思っております。市長公室長に答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまのご質問でございますけれども、復興特別交付税については来ることはある程度予想はしてございましたけれども、金額等が以前は全然わかりませんでした。今回、正式な通知がありまして、これは各市町村全体そうだと思いますけれども、確定した数字ということで今回臨時議会もあるということで、補正予算ということで上げさせていただきました。

また、特別交付税につきましても、これについて1億6000万でございますけれども、あわせて中で震災復興に使うということで、一つの復興まちづくり基金のほうに積み立てるということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

ちょっと視点を変えて市長にお願いをしたいと思うんですが、茨城県の中でも何市か実施している市がございますけれども、大震災なり災害が発生したときに、要するに非常持ち出し袋、通称防災袋と申しておりますが、そういうものを、金額的にはそんなに高いものではございませんけれども、やはり市民1世帯に1つの防災袋を配布するという考えはあるのかどうか。そのように実施している市が何市かございますので、市長はこういう無駄は使わないという考えかもわかりませんが、市長の考えをもう一度伺いたいと思います、市長の心として。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

新たなご提案なので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

ぜひともこれは検討していただいて、少しでも市民の方が安心していただける、市長もそういう細かいところまで配慮してくれているんだと、そういうことが、きめ細かなことが大事だと思いますので、これを有効に使っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

東日本大震災のまちづくり基金に繰り入れるということで出ていますけれども、きょう、きのうの農協の資料等を見ると、非常にセシウムが高くなっている、農作物に対して。何とタケノコは700ベクレルを超えていると。ワカサギについても209ベクレルを超えているという書類を見ましたけれども、除染の作業をしなければならないのではないか。それは新たにそれらを網羅してやらなくてはならないのが優先しなくてはならないと思う。

菱木川の橋ですね、菱木橋のところは1万ベクレル、川中橋の周辺が1万ベクレルもあるわけ

でありますから、これらの除染を相当優先しなければ安心・安全なまちづくりができないのではないか。そこらの取り組み方は、こういう資金が来たときですから十分に発揮をしてもらいたいので、これらについてお考えを伺いたい。

○議長（小座野定信君）

今回、予算の用途についての審議ではなくこの予算についてのことでありますので、要望として終わらせていただきたいと思います。

ほかに。

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

私のほうからは基本的なことを二、三伺いたいと思います。

まず、2月末現在の基金の状況について、基金名称と金額の報告を会計課長に求めます。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 大塚 隆君。

○会計管理者（大塚 隆君）

2月29日現在の基金の保有額、基金名と保有額ということでございます。

まず、19基金ございまして、総額で42億606万267円お預かりしております。それぞれの基金の額でございますけれども、財政調整基金11億6725万9335円……

○議長（小座野定信君）

管理者、それは一覧表がもしあるんでしたら、後ほど議員のほうにお配りいただきたいと思います。今、各数字の読み上げは結構です。項目数と総額で結構です。

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、基金が42億、現在あるということですのでよろしいですね。後で一覧表をよろしく願います。

今回、この23年度の補正をするならば、平成23年度の震災復興特別交付税2億9330万5000円のみ基金積み立てを行って、特別交付分は平成24年度の予算財源に充てるというのが一般常識論として、また財政の基本的な考え方ではないでしょうか。この点について、市長公室長、お答え願います。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまのご質問でございますけれども、この特別交付税、もう一つの震災復興特別交付税、これにつきましては23年度分ということで交付されたものでございます。そういった中で、交付額の決定がはっきりした数字でございますので、今回の東日本大震災復興まちづくり基金に積み立てるということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

じゃ、次にいきます。

第1回定例会で平成23年度一般会計補正予算において財政調整基金への積立金7149万6000円、東日本大震災復興まちづくり基金への積み立て2億6575万9000円、東日本大震災復興まちづくり支援事業基金への積み立て5500万円が議決されました。そして、今回平成23年度の3月分特別交付税1億6080万円と平成23年度震災復興特別交付税2億9330万5000円を、東日本大震災復興まちづくり基金に積み立てようとしております。その合計は約8億5000万円となります。

つまり、2月末の基金額、今言われた42億円とこの額を加えると、基金の総合計は約50億円に達します。平成24年度の一般会計予算総額151億6000円の約30%を占める割合に達します。金がないと言いながら貯金しているわけですね。実際は金があるが作為的に貯金をして、目的基金として使えなくしてしまう。

ここで伺いますけれども、本当にこれでも市には金がないのでしょうか。また、基金に積み立てるとかすみがうら市の経済が好転するのでしょうか。また、この金を市民に還元するのはいつのことになるのでしょうか。大分財政運営に問題があるのではないかと思います。市長公室長にこの財政運営の基本的な考え方について答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいま基金の合計50億、確かに50億になるかと思えます。ただ、それぞれ目的の基金でございいます。その中で、財政調整基金約10億でしたか、10億については財政調整基金でございいますので、普通一般財源として不足分等には使えるわけでございます。また、今回も震災復興まちづくり基金についても、用途的には復興まちづくりを目的ということでございいます。この2つの基金については一般財源という形で考えられると思えますが、特に10億の財政調整基金でございいます。一般会計約150億の中で10億ということでございいますので、どちらかというとき非常の際とか特別の際に10億ぐらい、もう少し、もっと財政調整基金はあったほうがいいんですけども、そういった財政調整基金の額は必要ではないかのかなというふうに思っております。

当然、今回も当初予算の中で財調の繰入金も1億5000万、ちょっと数字的にあれなんです、1億5000万は歳入予算の中で見ております。そういった中では、財政調整基金の活用は当然必要になってくる金額かと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

質問内容が、いつ市民に還元できるのかということが抜けているんですが、公室長、続けてお願いします。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず金があるかないかですが、金があるという感覚がわかりません。あるなんていう話には全然なっていないと思います。これは金が全然足りない。

いつ市民に還元できるかということですが、一刻も早い災害復旧をして、復興して、庁

舎もきちんとする、水道もきちんとする、防災体制もしっかりとる。場合によったら、余裕があれば佐藤議員とか中根議員がおっしゃっているようなところへも、市民への直接給付も含めてやればいいんですが、まずは公的な部分で不安なところがあるわけですから、そこを優先的にやっていって、それが市民の安心・安全、幸福、健康につながっていくわけです。

そういう形で、だから行政というのはもともとそういうためにあるわけですね。市民にそういう形で還元するわけです。お金で現金給付するわけじゃないですから、お金はいただいて、税金でいただいて、それで安心・安全、そういったものを給付する。それが還元だと思っております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市の経済が好転するのかというところで今市長が答えたと思うんですけども、先ほど違う議案で古橋議員が、お金を使って経済を回してやるのが職員の人件費率を下げっていくことにつながるとおっしゃったわけですね。それに対して市長は、今どきそういうのは時代おくれだと、バブル時代の話であって、今はそんなお金を使うときじゃないとおっしゃったじゃないですか。

私が何でこういう質問をしたかというところ、こういうお金を市内でいっぱい使って、市内の業者さんにもお金を還元して、経済を回していくのが大事なんじゃないかという視点で伺ったわけです。ですから、いろいろ使い道はあるとはおっしゃいましたけれども、スピードが大事なんですね、こういうのは。ですから、これは一般財源のほうで繰り入れて、そのお金をどんどん使って市の復興と市内の業者の方にもある程度はお金を還元していくと、こういうのも大事なんじゃないかなということも聞いたわけです。もう一度その辺について、市長、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私が言っているのは、無駄に、経済振興のために使う財政支出をしていく時代ではないよと。今使っていくと言ったのは、水道に使う、井戸に使う、防災に使うと言ったのは、これは復興に使っていくわけです。そのほか学校だってやらなくてはならない。やらなくてはならないものは当然やっていくんですよ。そのお金が150億とか160億ですよ。それを180にしろ200にしろという話には賛同できないよと、そういうことです。いわゆる景気対策ですね、政府でやっているような景気対策。政府でさえ景気対策は、今財政での景気対策というのはほとんどやらなくなってしまったわけです。景気対策なんかやっても、もう回転率は悪いわけです。波及効果がないわけ。だから、最低限のものはもちろんやらなくてはならないですよ。その一環でお話ししているわけです。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最初の中でも言いましたけれども、片や貯金しておいて片や借金するというのは、どうやってもおかしいわけですよ。ですから、今の日本経済が疲弊しているのも、年配の方が年金とかそういう今まで蓄えたものを、たんす貯金にしてしまっただけで使わないから経済が回らないわけですよ。

う。それと同じようなことを自治体がやっていると、経済は回らないんじゃないかと私は言っているんですよ。

ですから、こういうお金、さっき言ったように何十億と上積みして使えと言っているわけじゃないわけですから、せめてこの特別交付税ぐらいはすぐに使って、還元したらいかがですかということなんです。これは要望として私は終わります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私からも、今回の補正に関してお尋ねさせていただきたいと思います。

さきの中根副議長と小松崎議員の中で、財政調整基金になぜ用いないかということで、私はもうちょっと島田市長公室長が、財政調整基金のつなぎ資金が足りない、いろいろ事業をやっていく上ではもっと必要だということをはっきりおっしゃるべきだったと思うんです。

さきの私が指摘した一つとして、例えば特別会計の国民健康保険のほうにも現ナマを一時的に流用しているわけですよね。そういうことを踏まえれば、財政調整基金というのはこの復興に限らず、時列によって支出が多く出てくるものに対応できるから、財政調整基金のほうの方がベターな選択じゃないんですかということは何だったと思うんですけど、市長のほうは、水道のほうにも企業会計のほうにも用いるようなことをおっしゃっていますけれども、私はますます、それであれば、財政調整基金でなければますます支出の理由が狭くなってしまうのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

復興まちづくり基金に入れたからといって企業会計へ回せないとか、そういうことはありませんから、取り崩して、お金に別に色はないわけですから、財調に入れてもそれは一つの考え方としてはいいと思います。別に復興基金にこだわるわけではありませんが、この件に関しては復興基金にとりあえず入れて、来たのがもう3月ですから……

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

○市長（宮嶋光昭君）

今年度中にすぐ使ってしまうといたって、これは使えないお金ですから、とりあえずまとめて復興まちづくり基金へ入れようと、そういうことです。

一財のほうでも相当出しているわけですから、既に。復興・復旧に一般財源から出しているわけです。例えば、震災で壊れた道路のこぼこぼしたところなんかは一財で出しているわけですから、一方でもう既に出してしまっているわけです。だから、そこへ戻すような形、お金に色はついていないんだからどこへ使ったって、どこへ使ったってと言っては語弊がありますが、少なく

とも大きい意味で震災復興に使う分には、別にここへ入れておいていいわけです。だから、震災復興基金に入れたということです。

これが適切でないというのは、もしそういうご指摘があれば、この後來たものについてはこの次はそうすることもいいとは思いますが、この件についてはぜひ、今から差しかえるといつてもしようがないのでお認めいただきたいんですが。もしたつてのご要望であるということであれば、これを一たんまた一財へ戻して、そこから財調へまた戻すという手だて、年度明けにはやることは可能です。ただ、私どもの考えは、震災特交でいいんじゃないかなと、こういうことでお願いしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、かねてより復興計画をしっかりと当市として独自に策定して、もちろん国の制度とリンクすることも大事です。そういうことでやっていただきたいと言いましたけれども、特に市長公室長の答弁の中では国の、茨城県の、上級庁の復興の計画に準じて執行するだけで、独自案は考えはありませんと言いながらも、市長が先ほど下から上がってきたんだということで、私が尋ねて答えたことに対してと非常にあべこべなんですよね。それは結構です。今やろうとしているということですから、私も微力ではございますけれども、何か議論が必要であればぜひ復興の計画にも加わりたいという意思は持っています。

もちろん、こちらの議案につきましても、いとまがない形から復興ということで、市民の皆様にご理解いただくためにも、そういう選択も私は理解できるところであります。企業会計であるのに合併特例債を直接事業の財源に充てるということ自体、私は余りにもお粗末な部分もあるかなと思う次第です。金に色をつけないでやっていくとどんどんほころびが出てしまいますので、できる限り市民の皆様にも明らかな会計がわかるように、ルール、原則に基づいて、イレギュラーな部分については議会に説明して同意を得るという基本的なルールをぜひ今後もやって、不透明な財政運営に至らないように、財政運営にならないように努めていただきたいということで、質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

お伺いします。

ちょっと耳が遠いもので理解ができなかったんですが、この交付税の配分の方法ですね。この中身には、放射線の除染の費用が入っているというような説明があったんですが、もう少し詳細に説明してもらえれば。これは、国からは黙っておりにきたものか、こちらから申請して交付税が来たのか、そこら辺も詳細にお伺いしたいと思います。

それに、先ほど基金が42億ありますというようなことですが、きょう現在高でどのくらいありましようか。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 大塚 隆君。

○会計管理者（大塚 隆君）

大変申しわけございませんが、きょう現在の基金の残高についてはちょっと把握できておりません。大変申しわけございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

除染の費用でございますけれども、放射線の測定業務の委託とか放射線の測定器の購入等を、購入した分を県・国のほうへ、震災にかかった分を申請というか、報告した分について、今は除染の金額ですけれども、そのほか災害の補助を受けた部分、事業費ですね。そういった部分、それから単独の……

○議長（小座野定信君）

部長、それ表があるんですよね。それを後ほど皆さんに配付ということでお答えください。

○市長公室長（島田昌男君）

全協で渡してあります。全協で渡した表に内容的には出ております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、この除染費用なんですが、今後除染する場所があった場合に、国のほうから交付税として来るのか、また別な方法で東電に請求するとかしなくてはならないと思うんですよね。今一番問題になっているのは水戸市なんですよ。水戸市はこれで非常に困っているらしいです。詳細については、ちょっと耳にただけでわからないんですが、今後この除染費用についての考え方を伺います。

今、会計責任者から基金が42億ありますと、現在高はわからないというんですね。常識的に考えて、ここにみんないるけれども、基金42億あって現在高がわからないということは、現在の基金をどのくらい流用しているのか当然わかると思うんですよね。そこをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時02分

再 開 午後 4時10分

[廣瀬義彰議員 退場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者 大塚 隆君。

○会計管理者（大塚 隆君）

先ほど今日現在の基金の残高というご質問でございましたが、今日現在の集計がまだできておりませんので、直近3月22日現在の基金の残高を申し述べたいと思います。3月22日現在で41億

6669万5155円ございます。このうち預金としてお預かりしている分が、26億7669万5155円でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

さきほどのまとめの中で、除染に関する経費ということでございますけれども、この経費項目の中に23年度につきましては除染に要する経費等の中に入れた金額でありまして、内容的には放射線の測定器の購入費用とか測定業務委託の費用でございますので、除染そのものの特別交付税としてきたものではありません。

また、来年度につきましては、この震災復興特別交付税については未定だということでございます。さらに、除染費用、圃場等でございますけれども、これについても県とかいろいろ協議しなくてはならないので、現在のところ不明でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで議案第39号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本臨時会に付託されました案件の審議は終了いたしました。

それでは、これもちまして平成24年かすみがうら市議会第1回臨時会を閉会いたします。

長時間にわたる慎重なるご審議、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 4時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小座野 定 信

かすみがうら市議会議員 鈴 木 良 道

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一